

第二次坂井市総合計画

後期基本計画



らしさ、かがやく。

坂井市

福井県坂井市





第二次坂井市総合計画後期基本計画策定にあたって

本市の将来像である「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して」の実現に向けて、令和2年3月に第二次坂井総合計画を策定し、前期基本計画に掲げる様々な施策に取り組んできました。

人口減少・高齢化社会の更なる進展が予測される中で、坂井市が持続的に発展を遂げるためには、住みよさを高めるだけでなく、市民が幸福を実感でき、住み続けたいなるまちづくりを進めていくことや市民との対話を通して、共に坂井市民の幸せや坂井市の将来を考えていくことで、坂井市に暮らす全ての人の幸福感の向上に向け取り組んでいくことが重要であると考えております。

令和7年度から令和11年度までを計画期間とするこの「後期基本計画」においては、これまで施策の実行に大切にしてきた「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を生かして発展していく視点の3つの視点に加え、新たに「幸せを実感できるまちづくり」の視点を加え、坂井市に暮らす全ての人が幸福を実感できる施策を推進してまいります。

この基本計画の策定にあたり、多数のお貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました坂井市総合計画審議会の委員並びに市議会議員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

坂井市長 池田禎孝

第二次坂井市総合計画

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画策定の方針.....	2
1-1 後期基本計画策定の趣旨.....	2
1-2 計画の構成と期間.....	3
第2章 計画策定の背景.....	4
2-1 社会動向.....	4
2-2 本市の現状.....	9
第3章 主要施策の進捗状況.....	12
3-1 主要施策の概況.....	12
3-2 主要施策の進捗状況.....	15
第4章 市民意識.....	20
4-1 市民満足度調査.....	20
4-2 住みよさ調査.....	21
4-3 地域幸福度調査.....	23
4-4 幸福実感まち未来トーク.....	28
4-5 坂井市総合計画に必要な視点.....	30
第2部 基本構想	33
第1章 本市の将来像.....	34
1-1 将来像.....	34
1-2 将来人口.....	35
第2章 施策の大綱.....	36
2-1 6つの施策について.....	37
2-2 時代の変化に対応した各施策分野の連携.....	40
第3章 地域づくりの基本方針.....	41
第3部 基本計画	45
第1章 みんなで未来につなぐまちづくり.....	46
1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進.....	46
1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進.....	48
1-3 国際・都市間交流の推進.....	50
1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感.....	52
1-5 効率的な行財政運営の推進.....	54
第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり.....	56
2-1 地域福祉の充実.....	56
2-2 児童福祉の充実.....	58
2-3 高齢者福祉の充実.....	60
2-4 障がい者福祉の充実.....	62
2-5 健康づくりの推進.....	64
2-6 地域医療体制の充実.....	66
2-7 社会保障制度の安定的な運営.....	68

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり	70
3-1 学校教育の充実	70
3-2 社会教育・生涯学習の充実	72
3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興	74
3-4 生涯スポーツの振興	76
第4章 自然と共生できるまちづくり	78
4-1 自然環境の保全と共生	78
4-2 循環型社会の構築	80
4-3 生活環境の保全と充実	82
4-4 美しい景観資源の活用	83
第5章 地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり	84
5-1 農林水産業の振興	84
5-2 商工業の振興	86
5-3 観光の振興	88
5-4 働く環境の充実	90
第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	92
6-1 災害に強いまちづくりの推進	92
6-2 安全・安心対策の充実	94
6-3 住環境の整備	96
6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持	98
6-5 暮らしを支える道路網の整備	100
6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実	102
6-7 情報ネットワーク社会の構築	104
資料編	107
1. 諮問および答申	108
2. 策定体制	111
3. 策定経過	112
4. 市民ワークショップ「幸福実感 まち未来トーク」の詳細	113
5. 坂井市総合計画に関連する各種計画	121
6. 第二次坂井市総合計画後期基本計画 用語集	123
7. SDGs（17の目標）の視点に基づく第二次坂井市総合計画の施策体系	125

「※」は、用語集に記載の用語を示します。

第1部 序論

第1章 計画策定の方針

1-1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、令和2年（2020年）に第二次総合計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度））を策定し、将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現に向け、3つの視点からなる6つの施策分野に取り組んできました。

今回策定した総合計画後期基本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とする基本構想の後期5年間（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））の基本計画となります。

後期基本計画は、基本構想で定めている6つの施策の大綱を実現するため、新たな課題にも対応できるよう社会情勢の変化や前期基本計画の達成状況等を検証し、施策に反映しました。また、現在の取り組みに対する市民評価と今後の市民意向、市民の幸福度を把握するため、市民満足度調査および市民ワークショップを実施しました。



1-2 計画の構成と期間

第二次坂井市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」によって構成し、具体的な取り組みにあつては「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」に基づいて推進していきます。

「基本構想」は、本市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を定めるもので、令和2年度（2020年度）を初年度とする令和11年度（2029年度）までの10年間の計画期間とします。

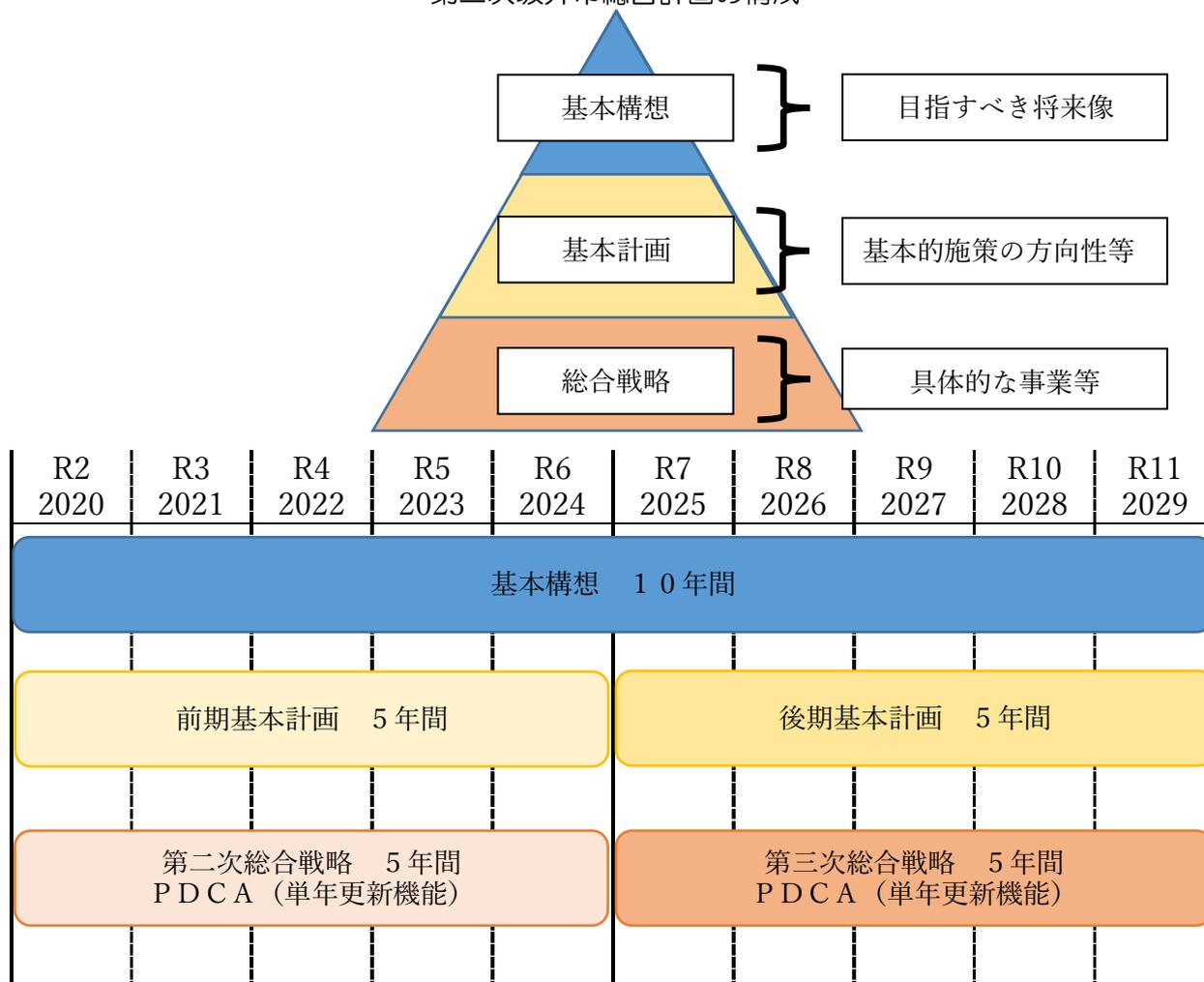
「後期基本計画」は、「基本構想」で定めた将来像の実現に向け、前期基本計画の成果および課題を検証するとともに、本市を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後推進する基本的施策を示したものです。

計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

「総合戦略」は、「基本計画」で定めた基本的施策の方向や、その目標達成のために必要な具体的な事業やKPI（重要業績評価指標）を定めるもので、毎年検証を行い必要に応じて更新することを可能とします。

また、総合計画は市の最上位計画であるため、各分野の個別計画は、総合計画との整合を図りながら策定・改定します。

第二次坂井市総合計画の構成



第2章 計画策定の背景

2-1 社会動向

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

我が国の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所(※1)の将来推計人口によると、令和38年(2056年)には1億人を割り込むことが見込まれており、長期的に減少していくことが予想されています。

また、我が国では、男女とも非婚化、晩婚化が進行しています。令和2年(2020年)の未婚率は35～39歳の男性は38.5%、35～39歳の女性は26.2%となっており、令和4年(2022年)時点の男女別平均初婚年齢は、男性が31.1歳、女性が29.7歳となっています。

出生数は、昭和50年代から減少傾向に転じ、平成28年(2016年)には、統計史上初めて100万人を下回り、令和5年(2023年)の出生数は72.7万人となっています。また、令和5年(2023年)の合計特殊出生率は1.20で、依然として、人口置換水準(※2)の2.07を大きく下回る状況が続いており、さらには女性の人口も減少していくため、出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

一方、人口構成も変化し、65歳以上の高齢者人口が平成9年(1997年)には15歳未満の年少人口の割合を上回るようになり、令和2年(2020年)時点は3,603万人で、全人口に占める割合は28.6%と一貫して増加しています。また、15歳から64歳の生産年齢人口は、令和2年(2020年)の7,509万人(総人口に占める割合は59.5%)から、令和32年(2050年)には5,540万人(同52.9%)に減少すると推計されています。

このような少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、労働力や消費活動が縮小することで経済活動が停滞し、税収の減少と社会保障費の増大等により、財政状況が厳しくなることが予想されます。

また、地域における担い手の減少は、建物や宅地、農地、山林等の不十分な管理や未利用地の増加といった課題を顕在化させつつある一方、発生した空き家や空き地を地域資源と捉え、地域の賑わい創出への有効活用を図る等の豊かで快適な生活空間や交流活性化を促進する取り組みが進められています。

今後は、人口減少・超高齢社会(※3)にあっても、地域経済の活力を維持・向上させ、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

（２）多様性を尊重し合う地域共生社会づくり

都市化の進展や核家族化、就労形態の変化等により、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。こうした社会の多様化が進む中、それぞれがお互いの違いを受け入れ、認め合い、共感できる地域共生社会を構築していくことが重要となっており、そのためには、性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、多様な他者への理解促進と多様性が認められ、一人ひとりが活躍することができる社会の実現を目指すことが重要です。

また、子どもたちを地域や社会の未来を担う人材として育成していくことが重要です。しかしながら、いじめや不登校、自殺の増加、貧困等の子どもを取り巻く状況は深刻化しております。

このような中、国は、令和5年（2023年）に、「子ども基本法」を施行するとともに、「子ども家庭庁」を創設し、次代の社会を担う子どもたちが夢や希望を持って健やかで幸せに成長できるよう、常に子どもの最善の利益を第一に考えた「子どもまんなか社会」（※4）の実現に向け、様々な取り組みを推進しています。

（３）安全・安心に対する意識の高まり

平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震、令和6年（2024年）1月の能登半島地震では、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。

このように、全国各地で地震や津波、台風、集中豪雨等の様々な自然災害が頻発しており、平成30年（2018年）2月の大雪被害や今回の能登半島地震の発生により、市民の防災や減災に対する意識が高まっています。不測の事態においても、その影響を最小限に留め、いち早く日常生活を取り戻すためのレジリエンス（※5）の強化が求められています。

一方、交通事故や特殊詐欺、ストーカー、連れ去り等の子どもや高齢者、女性等が巻き込まれるトラブルや犯罪が発生し、地域では、子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立化、ひきこもり、生活困窮世帯等の社会的孤立や貧困といった問題が発生しています。

自然災害はもとより、日常生活の中にあっても、様々な不安要素や危険性が增大しているため、市民の防犯や交通安全に対する啓発、消費者教育等に取り組むとともに、地域福祉施策の充実等により、安全で安心な暮らしを確保していくことが求められています。

(4) 地球環境問題への対応

世界人口は80億人を突破し、令和40年(2058年)頃には100億人を突破すると予測されています。人間の産業活動等に伴う地球環境への負荷はますます増大し、人類の生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕しています。

こうした危機感を背景に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(※6)においては、令和2年(2020年)以降の地球温暖化対策の世界的枠組みが採択されたパリ協定(※7)を受け、地球温暖化や生態系の破壊等の地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガスの新たな削減目標(平成25年度(2013年度)比で令和12年度(2030年度)に46%減)を掲げています。

また、国は、令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

さらに、脱炭素社会を実現するために、化石エネルギーを中心とした産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「GX(グリーン・トランスフォーメーション)」(※8)を推進しており、事業所や自治体における取り組みが求められています。

生物多様性の観点では、都市の緑化に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現をめざした生物多様性条約に基づく世界目標が定められ、我が国においても、令和5年(2023年)3月に、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030年までに取り組む目標等を定めています。

このような状況を踏まえ、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進による脱炭素社会の実現等の自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

(5) 高度情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動において大きな影響を与えています。

また、「IoT」(※9)や「AI」(※10)、「RPA」(※11)、「ビッグデータ」(※12)等の技術革新は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や人々の働き方、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、日常生活や社会経済等のあらゆる場面でそのあり方や仕組みを根本から変革する「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」(※13)が加速化しています。

加えて、令和3年(2021年)に、国はデジタル庁を発足させ、行政の各分野におけるDXを着実に進めることを目的とした様々な取り組みを推進しています。

一方で、デジタルデバイド(※14)の解消や情報セキュリティ対策、デジタル人材の育成等の様々な課題も生じています。デジタルの有効活用と合わせて、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが求められています。

(6) 経済・雇用環境の変化

我が国の経済は、長年にわたり成長が停滞しており、政府による財政・金融政策や成長戦略が推進されているものの、効果は限定的な状況にあります。

また、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大や円安の進展、原油等のエネルギー価格の上昇に伴う物価高騰等により、先行き不透明で見通しが立たない経済環境となっています。

雇用情勢では、生産年齢人口の減少や団塊の世代の定年退職等による後継者・人手不足の影響が大きく、経済の持続的な成長に向けて、労働力の確保は大きな課題の一つとなっています。

そのため、労働における生産性の向上はもとより、女性や高齢者を含め、就労を希望する方が活躍できるように、多様な働き方を可能とする環境整備が求められています。

さらに、我が国で働く外国人労働者数は増加傾向で推移し、令和5年(2023年)10月末時点で、約205万人となっており、外国人材の雇用の届出が義務化された平成19年(2007年)以降、過去最高を更新しています。平成31年(2019年)年に、改正出入国管理および難民認定法が施行されたことにより、今後、更なる外国人労働者の受入れが進むと考えられることから、異文化理解の向上を目的とした啓発や在住外国人との国際交流の促進等が求められます。

(7) グローバル社会の進展

情報通信技術の進展、輸送・交通手段の発達により、人やモノ、情報、資金の流れは国や地域の枠を超え、世界規模へと拡大しています。経済活動においてもグローバル化の進展により、国・地域間の競争は激しさを増しています。

近年の世界経済の成長やアジア諸国の経済発展による所得の向上により、特に近隣諸国・地域において、日本への旅行者が大きく増加する中、観光を我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、ビザの緩和や外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、多言語表記の受入環境整備等の諸施策を実行してきました。

これにより、訪日外国人旅行者(インバウンド)数および訪日外国人旅行消費額は、令和元年(2019年)まで飛躍的に増加してきました。令和2年(2020年)以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込みましたが、令和5年(2023年)の訪日外国人旅行者数は2,507万人とコロナ禍前の令和元年(2019年)の約8割まで回復しました。

また、訪日外国人旅行消費額も令和5年(2023年)時点で、5兆3,065億円とコロナ禍前を約10%上回り過去最高となっています。

それぞれの地域においては、国内市場のみに目を向けるのではなく、アジアの発展を積極的に取り込み、世界で評価され得る固有の文化を発信する等のグローバル化する人やモノ、情報の流れを意識しつつ、地理的条件や地域特性等の強みを生かした独創的な生き残り策を講じていくことが求められています。

(8) 地方創生と効率的な行財政運営

国は、平成26年(2014年)に、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少や東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」およびこれを実現するための目標や施策等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

まち・ひと・しごと創生は、国と地方が一体となって取り組む必要があり、各自治体は「地方版人口ビジョン」および「地方版総合戦略」を策定し、取り組みを推進してきました。

こうした中、国は、令和4年(2022年)12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度(2023年度)を初年度とする5か年計画である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、これまでの地方創生の取り組みにデジタルの力を活用して加速させ“全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会”を目指すことが示されました。地方においても、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、具体的な地方活性化の取り組みを推進するための「地方版総合戦略」の改訂に努めることとされました。

また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタル技術を活用して、都市から地方への人の流れをつくる方針が掲げられています。転職なき移住、二地域居住は、都市部の人々にとって豊かな暮らしの実現等につながり、地方においては、地方創生に資する大きな契機となり得ることから、今後、移住者や定住者の増加につながる取り組みを推進していくことが求められます。

一方、社会資本に目を向けると、高度経済成長期に整備したものが多く、完成から長期間が経過し、老朽化した施設等が更新時期を迎えています。これまでも、計画的な更新に取り組んできましたが、今後、修繕や更新にかかる費用が財政の大きな負担となることが懸念されています。

今後は、人口減少社会にあわせた効率的な行財政運営を通じた歳出抑制と、公共施設等の適正な配置や管理・運営に取り組み、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

2-2 本市の現状

(1) 位置および地勢

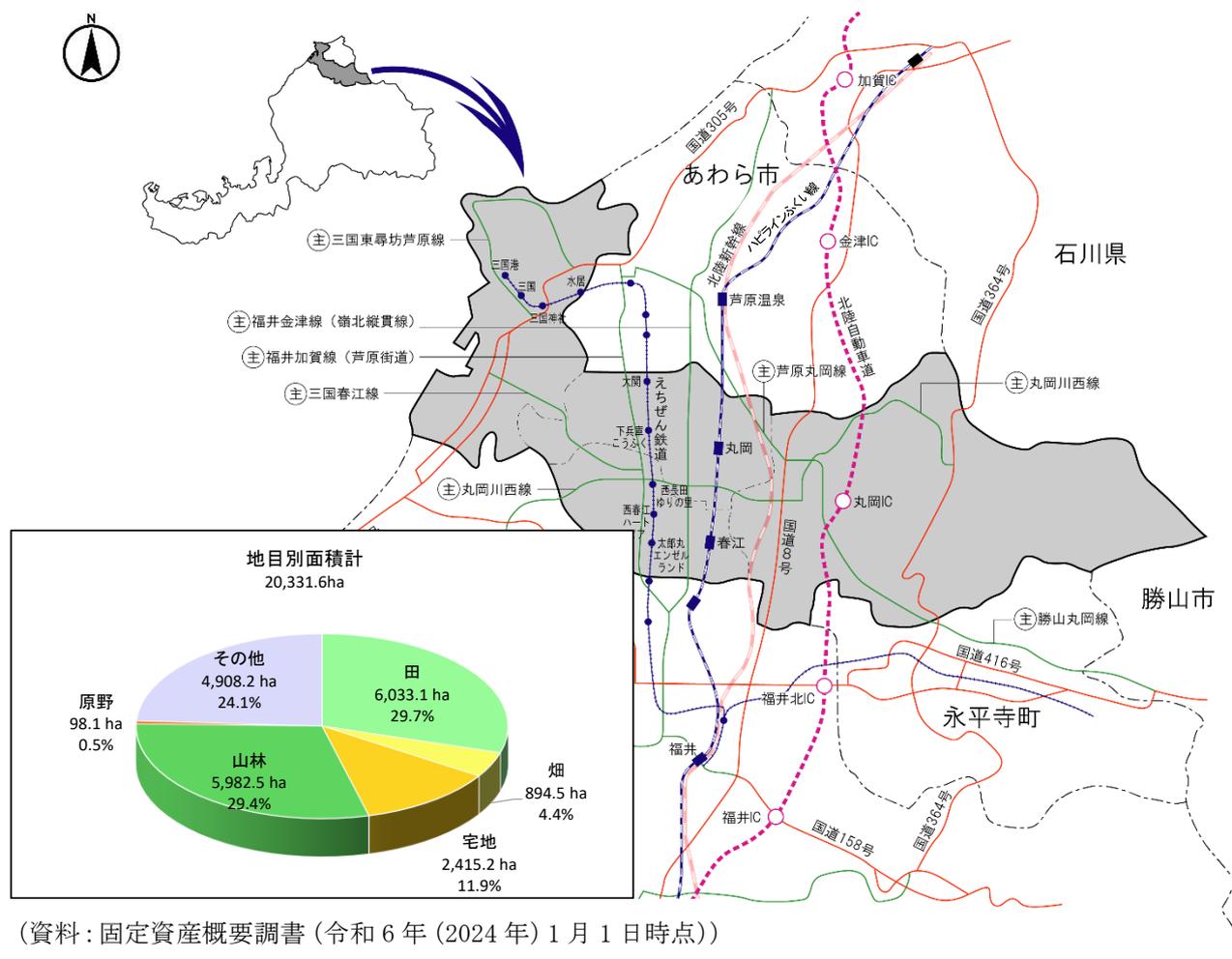
本市は、福井県の北部に位置し、南北約17km、東西約31kmにおよぶ東西に長い行政区域で、総面積は約210㎢です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市および石川県、南は福井市および永平寺町に接しています。

本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地および丘陵地が広がっています。

土地利用を地目別にみると、田畑が34.2%、山林・原野が29.9%を占めており、豊かな自然環境に包まれています。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道364号、西部に一般国道305号、中部に一般国道8号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）および主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走る等の主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。

また、鉄道網も本市の中央を南北に走り、ハピラインふくい線に2駅、えちぜん鉄道三国芦原線に9駅設置されています。



(資料: 固定資産概要調書 (令和6年(2024年)1月1日時点))

①人口・世帯数の推移

本市の令和2年（2020年）10月1日時点の人口は88,481人で、福井県全体766,863人の11.5%を占め、福井県第2位の人口規模となります。平成17年（2005年）までは一貫した増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

世帯数は31,067世帯で、福井県全体291,662世帯の10.7%を占めています。経年的には増加傾向にあり、その伸びは近年、鈍化しつつありましたが、令和2年（2020年）には再び高い伸び率を示しています。

世帯人員は2.85人/世帯で、福井県の平均2.63人/世帯を上回っていますが、一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況がうかがえます。

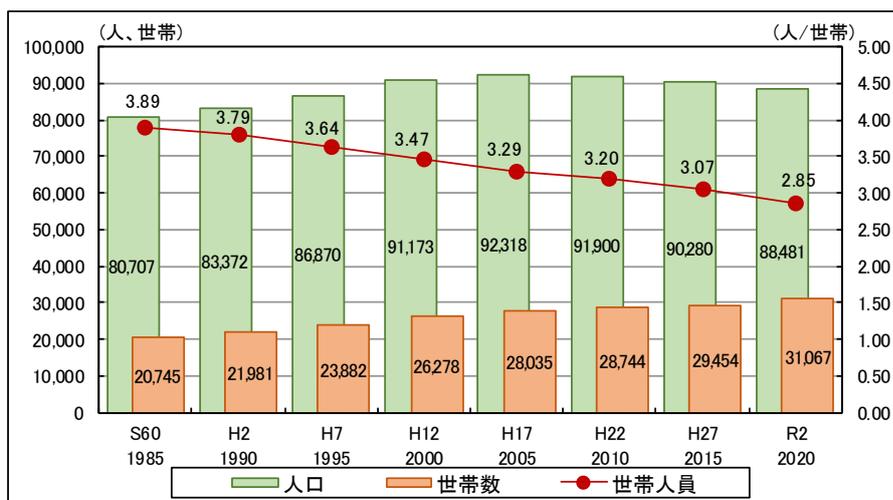


図 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

②年齢階層別人口構成比

令和2年（2020年）における年少人口（15歳未満）は11,535人（13.2%）で、福井県平均の12.6%を上回っていますが、減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は25,434人（29.0%）で、福井県平均の30.8%を下回っていますが、一貫した増加傾向にあり、平成12年（2000年）以降は年少人口と老年人口の数が逆転し、その差は年々拡大しています。

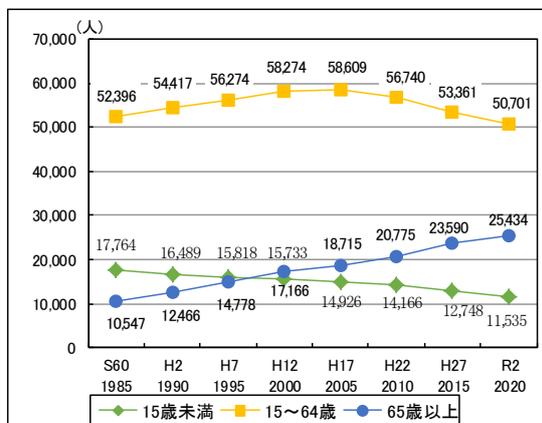


図 年齢階層別人口の推移

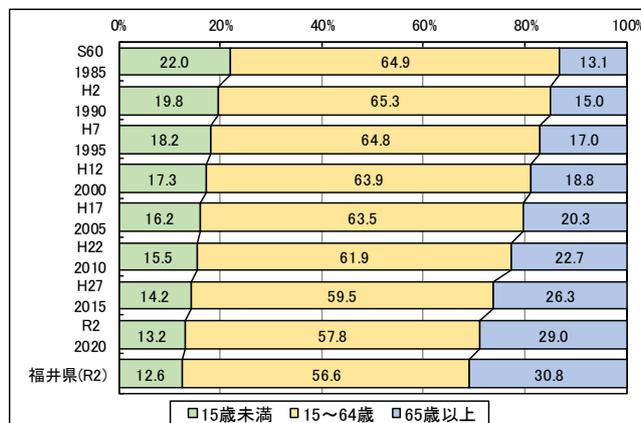


図 年齢階層別人口構成比の推移

資料：国勢調査

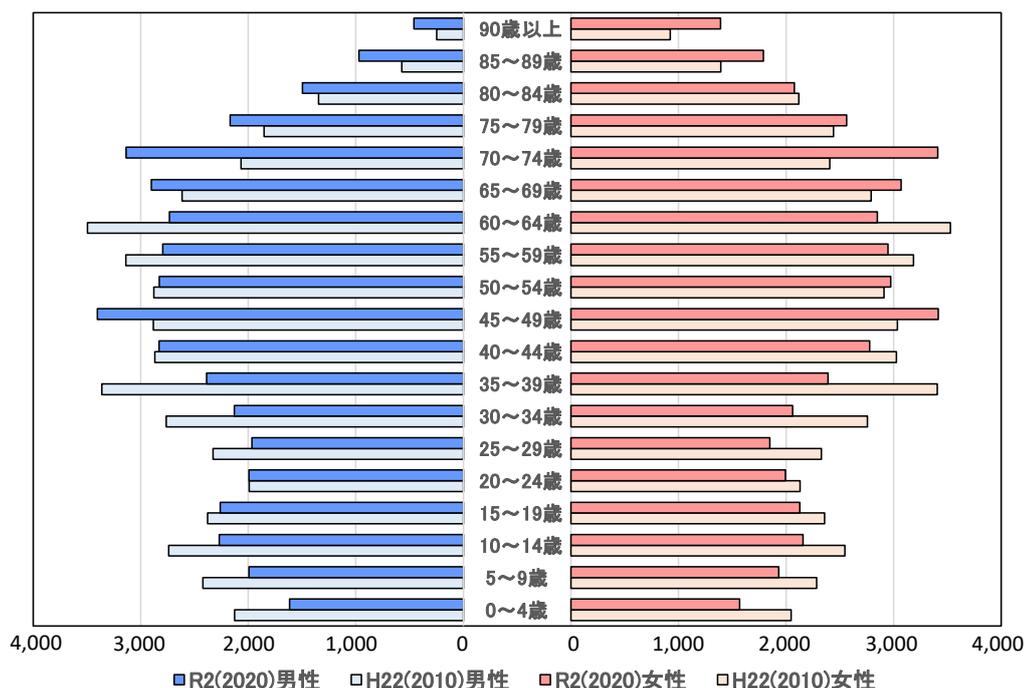


図 人口ピラミッドの推移

資料：国勢調査

③産業別就業者数

令和2年（2020年）の就業人口は46,022人で、総人口の52.0%となっています。経年的にみると、平成17年（2005年）をピークに減少傾向にあります。

産業分類別にみると、第1次産業就業人口の減少が著しく、昭和60年（1985年）の5,794人から令和2年（2020年）は1,739人と大きく減少しています。

また、第2次産業就業人口も平成7年（1995年）をピークに漸減傾向にあり、第3次産業就業人口は、微増傾向から令和2年（2020年）は微減に転じています。福井県全体と比較すると、第1次および第2次産業に占める割合がやや高く、第3次産業の占める割合がやや低くなっています。

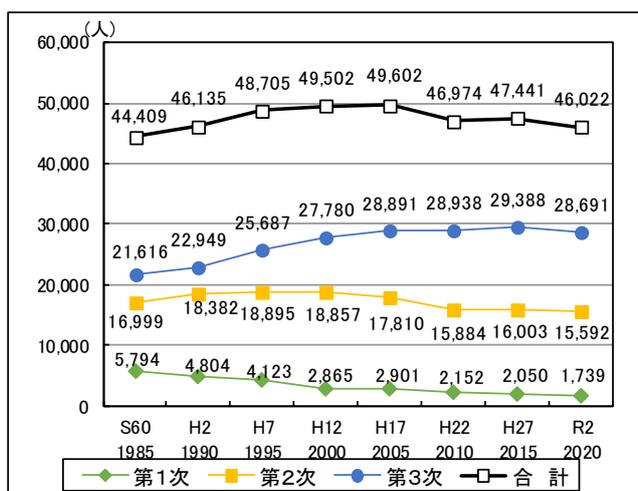


図 産業別就業人口の推移

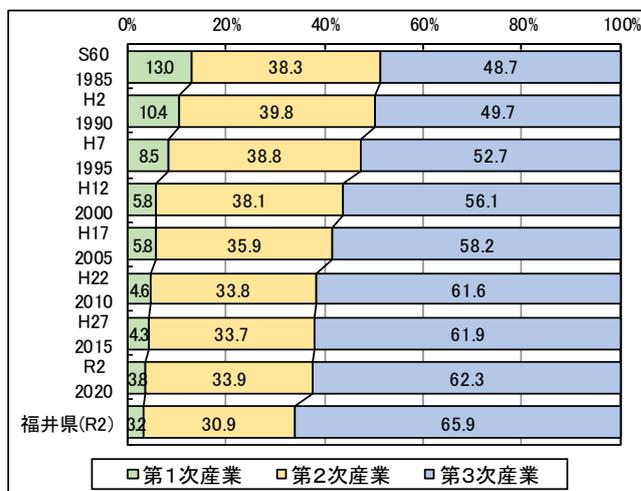


図 産業別就業人口構成比の推移

資料：国勢調査

第3章 主要施策の進捗状況

3-1 主要施策の概況

令和2年度（2020年度）を初年度とする第二次坂井市総合計画では、「輝く未来へ…みんなで作る希望の都市～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像に掲げ、本市がこれまでに進めてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、これからもまちづくりの基本は「ひと」であるという姿勢のもと、次世代を担う子どもたちの夢を育み、すべての人が個性を発揮できるまちづくりの実現に向けて、3-2の主要施策の進捗状況のとおり、基本施策に着実に取り組んできました。

一方、総合計画後期基本計画の策定に先立って行った「市民満足度調査(※)」の政策評価調査では、安定した水の供給と良好な水環境の維持や循環型社会の構築、健康づくりの推進等の項目で比較的高い満足度となっていますが、暮らしを支える道路網の整備や住環境の整備、地域公共交通と広域ネットワークの充実等の項目では、不満を示す割合が高くなっています。

また、5年前の政策評価調査（14ページ）と比較すると、項目数や項目名が変更になっていて単純な比較はできませんが、地域公共交通と広域ネットワークの充実や観光の振興等の多くの項目で「満足」「まあ満足」が増加して「やや不満」「不満」が減少しており、5年前より市民の満足度が向上していると分析できます。

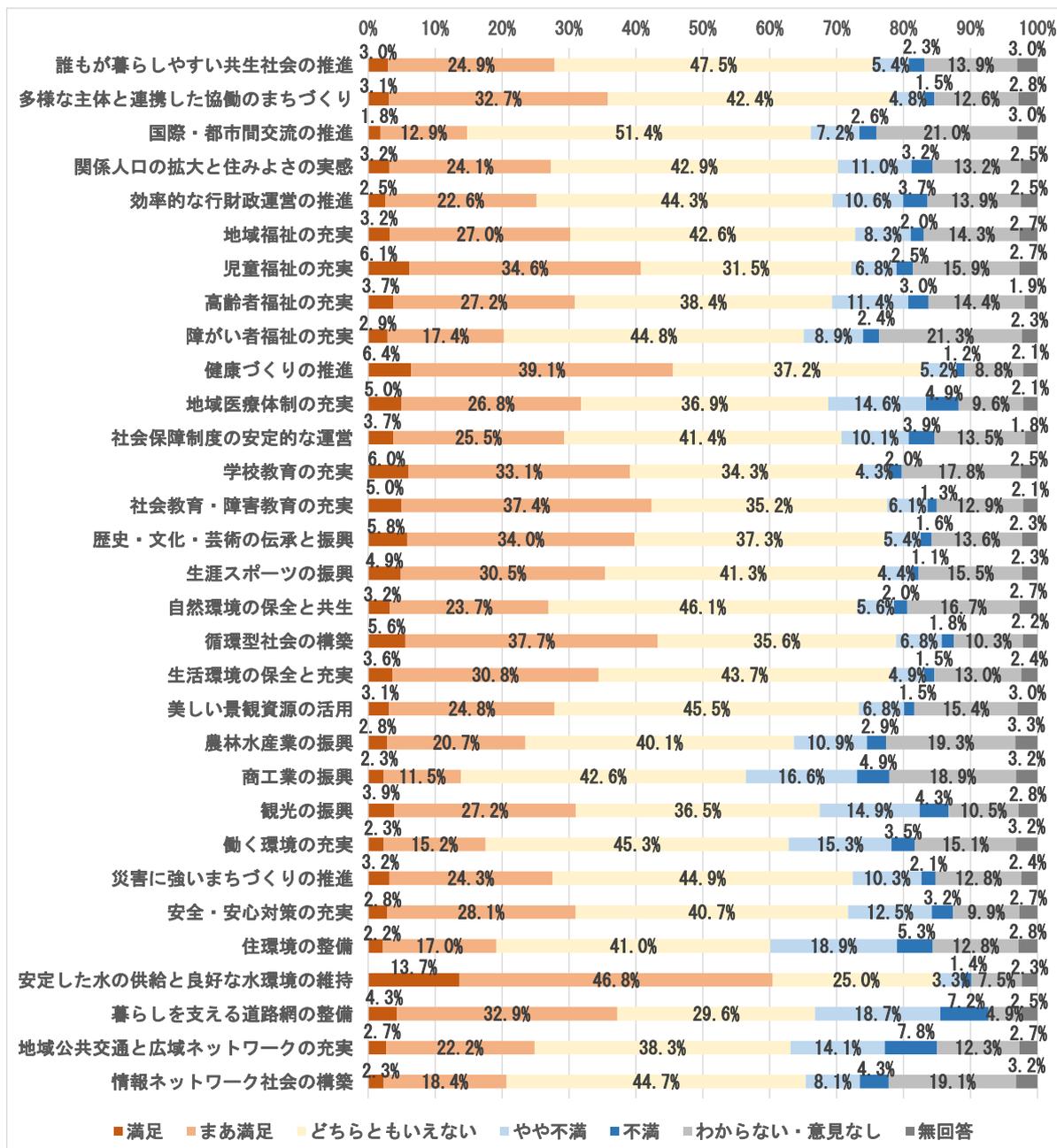


図 政策評価調査（令和6年（2024年）3月調査）

【取り組み・方針 比較結果】

- ①「満足」「まあ満足」が増加し、「やや不満」「不満」が減少したもの . . . 14 / 31
- ②「満足」「まあ満足」が減少し、「やや不満」「不満」が増加したもの . . . 2 / 31
- ③「満足」「まあ満足」が増加したもの . . . 3 / 31
- ④「やや不満」「不満」が減少したもの . . . 3 / 31
- ⑤「満足」「まあ満足」が減少し、「やや不満」「不満」も減少したもの . . . 4 / 31
- ⑥「わからない・意見なし」が減少したもの . . . 18 / 31
- ⑦「わからない・意見なし」が増加したもの . . . 9 / 31
- ⑧比較が難しいもの . . . 3 / 31

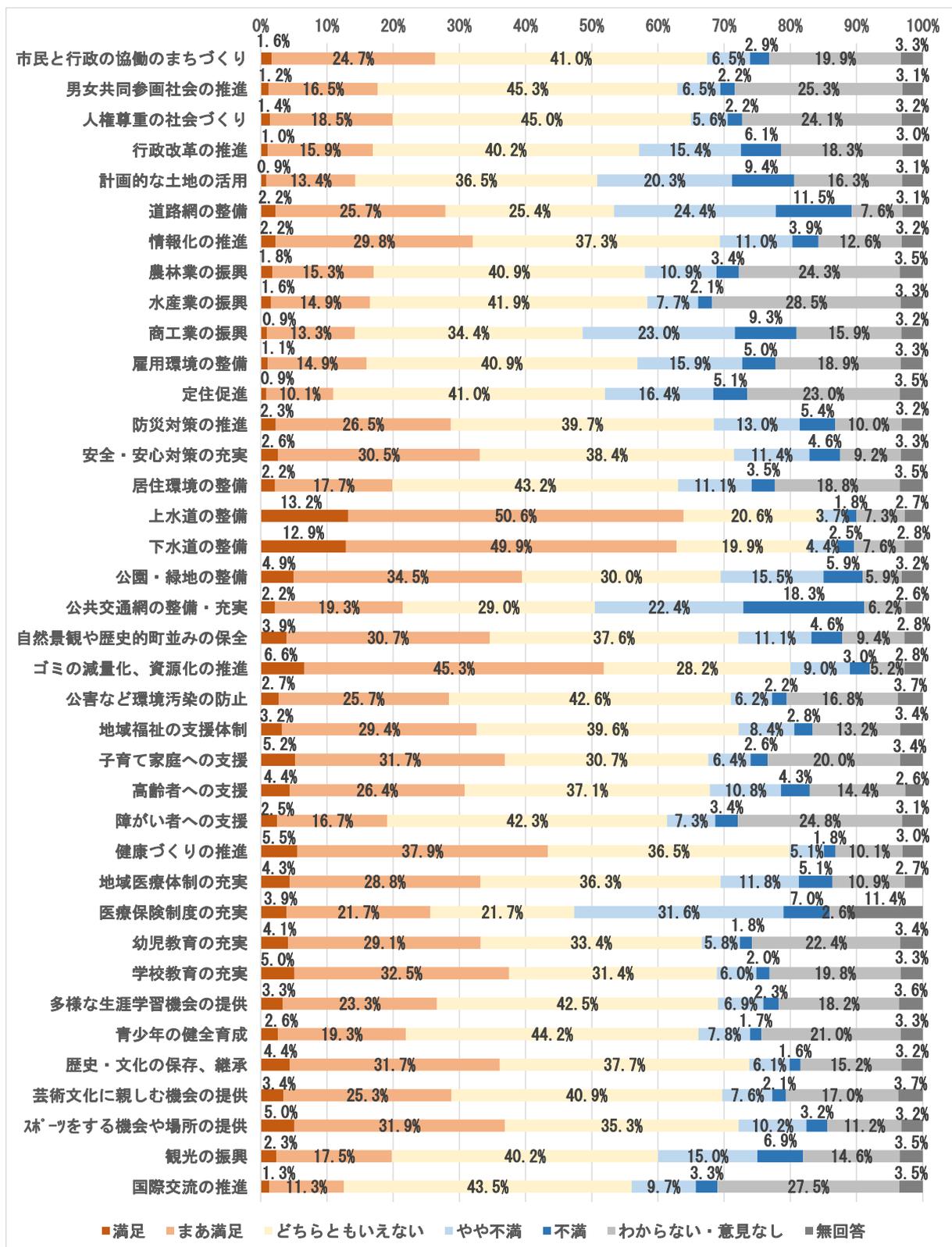


図 政策評価調査（前回平成31年（2019年）3月調査）

3-2 主要施策の進捗状況

(1) みんなで未来につなぐまちづくり

市民一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが生き生きと暮らし、活躍できるまちづくりを推進し、市民や企業等への普及・啓発にも取り組みました。

男女共同参画社会への実現を目指し、意識啓発を図るための出前講座等を実施しました。また、市内企業に対し、仕事と生活の両立を考え、個人の人生の幸せと企業の業績アップを目指す上司（イクボス）の推進・普及を図り、働き方改革や女性の活躍を推進しました。

コミュニティセンター単位で全地区に設立されたまちづくり協議会による、それぞれの地域の特色や個性を生かしたまちづくり、地域づくりを目指した活動が行われました。また、市民と行政が連携・協力し合いながら、将来に希望を持ち、幸せを実感できる持続可能な地域づくりを推進するため、地域づくりの担い手の育成や、地域コミュニティの強化を推進しました。

市民の市政への理解が深まるよう、広報紙やホームページ、行政チャンネル、SNS等のそれぞれの特性を生かした、見やすく分かりやすい情報発信に努めました。

英国ウェールズカーディフ市と中学校生徒を対象に派遣・招聘する交流やオンライン交流を行いました。また、坂井市国際交流協会が設立され、市民主導の国際交流を支援し、国際的な相互理解を進めました。

姉妹都市や連携協定都市をはじめとする他の自治体との交流を一層進め、文化交流・親善だけでなく、経済の活性化や関係人口の増加等の共存共栄できる関係を築きました。

次世代の担い手育成と移住定住につながる関係人口の拡大を目指して、地域社会を支える新たな担い手の確保に向けて、市内外の若者や都市部の人材を中心に、地域住民と多様に関わる機会の創出や拡大を図りました。

住みたいまちとしての本市の価値を高めるため、関係する団体と協働して、各地区等にある地域資源にさらに磨きをかけ、魅力向上を図りました。

仕事と家庭が両立できる労働環境づくりの支援、結婚や子育てに関する負担軽減を図る等、住みよさを高める環境を整備しました。また、「住みよいまち坂井市」の魅力を情報発信できる体制づくりに努め、市外からも選ばれるまちを目指し、シティセールスの強化に取り組みました。

少子・高齢社会や人口減少社会においても、持続可能な行財政運営の確立と効率的で質の高い行政サービスが提供できるよう、公共施設の適正なマネジメントや、職員の適正な人員配置、デジタルを活用し事務作業を効率化する等、様々な分野で行財政改革の取り組みを進めました。

(2) 互いに思いやり支え合うまちづくり

複合化・複雑化した課題等を抱える人々に寄り添い、的確に対応するため、第3次坂井市福祉保健総合計画を策定し、地域共生社会の実現に向けて市民や各制度の相談支援機関の連携による包括的・総合的な相談支援体制を構築しました。

児童福祉の分野では、多様化するニーズに対応した保育環境を確保するとともに、保育サービスの更なる充実に取り組みました。また、こども家庭センターを設置し、妊産婦や乳幼児への支援（母子保健業務）とこどもの相談や虐待相談の支援（児童福祉業務）を一元化し、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図りました。

高齢者福祉の分野では、介護予防に取り組む意識づけと行動につながるように事業内容の充実と普及啓発を進め、継続的に運動機能向上や認知症予防に取り組めるよう環境を整備しました。また、高齢者が生き生きとした生活を送ることができるよう身近な居場所づくりの充実と社会参加を推進しました。

障がい者福祉の分野では、障がいのある人をはじめ、すべての市民が地域の中で健やかに暮らすことのできる社会づくりを目指し、自立するための共同生活援助や就労継続支援、福祉サービスの情報提供や相談等の福祉環境の充実を図りました。

健康づくりの分野では、市民の健康づくりを支援するため、各種検診や健康相談、健康アプリを活用したウォーキング推進事業や健康サポーター養成等を実施しました。また、感染症予防のために、各種予防接種勧奨の強化およびインフルエンザや食中毒等の予防啓発活動に努めました。

地域医療の分野では、市立三国病院における医療体制を充実しつつ、市民に密着した地域医療を目指し、在宅医療や予防医療について、県や関係機関、坂井地区医師会等と連携しながら医療・保健・福祉の連携強化を図りました。

(3) 学ぶ意欲を支えるまちづくり

第二次坂井市教育振興基本計画を策定し、各分野において教育の推進を図りました。GIGAスクール構想による児童生徒一人一台のタブレット端末導入、校内ネットワークやセンターサーバーの整備、インターネットの光回線化等、デジタル環境の充実を図りました。また、小学校の大規模改修工事や中学校の特別教室への空調設備の新設等の安全で快適な教育環境整備を推進しました。

学校教育分野では、児童生徒への一人一台端末の整備にあわせて授業支援ソフトやデジタルドリル等を導入しました。これによって個別最適な学びと協働的な学びが往還する授業が実現されました。また、本市の特色を生かした教育としてSOE(Sakai Original Education)を提唱し、ふるさと学習、低学年からの英語教育、発達段階に合わせたデジタル教育等の独自の教育を推進しました。

社会教育・生涯教育の分野では、コミュニティセンターにおいて、地域の課題や住民ニーズを捉えた、探究学習の視点からまちづくりに繋がる講座等を実施するとともに、市民がふれあう地域コミュニティの場を提供しました。また、図書館では教育・文化に関する領域に留まらず、市民の暮らしや社会に役立つ情報を提供しました。

歴史、文化、芸術の分野では、文化財の調査・研究を進め、貴重な文化財を指定し、その保護や活用に努め、丸岡城においては、調査成果の周知広報を通して、文化財的価値の向上を図りました。市民の文化芸術水準の向上や活性化を図るとともに、文化活動への積極的な参加を推進しました。また、みくに龍翔館は、改めて歴史的文化遺産を市民共有の財産として適正に収集、保管、展示し、これらの資料に関する調査および活用を図るため、坂井市龍翔博物館として、リニューアルオープンしました。

スポーツの分野では、市民参加型スポーツ大会を通じて、スポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会を開催した実績とレガシーを活かし各競技の全国大会や、ワールドマスターズゲーム2027関西ジャパンオープンディスクゴルフ2023といった国際大会の開催等、国内外との交流を深め、スポーツ活動を支援・推進しました。

（４）自然と共生できるまちづくり

環境美化活動としてクリーンキャンペーンを開催し、豊かな自然と共生する社会づくりを推進しました。また、環境について自ら考え行動できる人づくりを進めるためにストップ地球温暖化対策授業やこどもエコひろば等を開催しました。ゼロカーボンシティ実現のために、必要な施策・取り組み等を取りまとめた坂井市脱炭素ロードマップを策定し、市民と地球の未来を考えた住民参加型ワークショップを開催しました。

資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3R活動の推進を図りながら循環型社会の実現に努めました。

大気汚染の常時監視、協定事業所への水質汚濁、土壌汚染の分析調査等の公害防止対策に取り組みました。

景観に関する条例を制定し、本市らしい景観形成に取り組むため、景観づくり基本計画を策定しました。三国湊町の歴史的街なみ、旧城下町の面影の残る丸岡城周辺の街なみ、坂井平野に広がる田園風景等の地域固有の景観資源の保全を図るとともに、それらと調和した街なみ景観を誘導しました。

（５）地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり

農業の分野では、認定農業者や集落営農組織経営体の育成・活性化を図り、安全・安心な食づくりや園芸作物等のブランド強化に取り組む等の農業生産の整備、経営基盤を支援しました。また、新規就農者の育成・支援を図るとともに、持続的農業への発展と定着化に取り組みました。

林業の分野では、自然災害や病虫害により、機能が低下している森林の回復や美しい森林景観の再生を図るため、樹木の植栽、松くい虫被害の拡大を防止しました。また、計画的な造林や間伐の実施等の育てる林業を推進しました。

水産業の分野では、漁港や三国港市場の整備、水産資源の確保およびズワイガニのブランド強化に取り組む等の経営基盤の強化を図りながら、新規就漁者確保の支援策を実施しました。

商工業の振興の分野では、商業経営の安定化と魅力ある地元商店街を形成するため、事業者の経営安定化や事業拡大、起業、事業承継等の支援や、商店街振興組合等の各種団体の取り組みを支援するとともに、企業誘致の推進、新規産業の創出を支援しました。また、地場産業の振興に向けて、新技術や新商品の開発を支援し、競争力の強化を図りました。

観光の振興の分野では、県内最大の観光地である東尋坊の魅力を高めるため、観光拠点施設の設置等を盛り込んだ再整備計画を策定し、エリア全体のハード整備を進めています。また丸岡城や三国湊等の文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用と魅力的で快適な観光地づくりに取り組んでいます。また、滞在型観光の促進や、地域資源の魅力発信、インバウンドの受け入れ体制の整備等、新たな観光層の取り込みを強化しました。他にも、観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、効果的な情報発信を推進しました。また、DMO等が中心となり、地域一丸となった観光地域づくりや将来に向けての観光担い手の育成、また郷土の魅力の再認識によるシビックプライドの醸成に努めました。

働く環境の分野では、労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や関係機関等との連携を強化しながら雇用支援策を推進しました。

また人手不足分野における人材確保に向けて、中小企業の生産性の向上と働き方改革の取り組みおよび市内企業の外国人労働者受け入れ体制の整備を支援しました。

(6) 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

感染症対策を考慮した避難訓練の実施や防災ガイドブックやハザードマップの作成等を通じて災害に対する市民防災意識向上に努め、防災メールや防災アプリ等も導入し、新たな情報発信手段についても取り組みを進めました。また、社会情勢に応じた地域防災計画や国民保護計画の見直しも進め、行政機能の継続に向けた危機管理体制の強化発展に努めました。加えて、発災と同時に大量に発生する廃棄物を適切かつ円滑に処理するため災害廃棄物処理計画を策定しました。

防犯隊、まちづくり協議会、PTA等のボランティア団体や地域住民の協力を得ながら犯罪の起こりにくい環境づくりを進めました。幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室や街頭啓発活動等の交通安全の確保を推進しました。また、消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図りました。

都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用の実現を図りました。

空き家の総合的かつ計画的な対策に取り組み、市民が安心して暮らせる生活環境の確保に取り組みました。

公営住宅の耐震改修、老朽化修繕を計画的に進めました。また、一般市民の木造住宅の耐震化を促進させるため、耐震改修費等を助成しました。

水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保しました、また水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、水道水の安定供給を図りました。

生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めました。また、下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めました。

県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図り、近隣市町との道路網の整備に努めるとともに、福井港丸岡インター連絡道路や国道8号の4車線化およびバイパスの整備等を促進しました。

多様な交通手段をシームレスかつ一体的なサービスとして提供できるよう、公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進しました。また、公共交通空白地帯や交通不便地域を運行しているコミュニティバスについては、多様化する住民ニーズの検証を行い、オンデマンド型交通や交通事業者による路線バスへ運行形態を変え、速達性と市民の利便性を向上させるとともに、効率化を図りました。

ホームページでの検索の容易化、申請・届出手続きのオンライン化（電子申請）等のデジタルを活用し、市民の利便性向上と効率的な行政運営を図りました。また、デジタルを活用した利便性の高い生活環境を誰もが享受できるよう、デジタルデバインド対策を実施しました。

第4章 市民意識

4-1 市民満足度調査

後期基本計画策定にあたっては、令和6年（2024年）3月に市民満足度調査を実施しました。

（1）調査の概要

調査対象	本市内に在住する 18 歳以上の市民 5,000 人を無作為抽出
調査方法	依頼：郵送 回答：郵送または Web フォーム
調査基準日	令和 6 年（2024 年）3 月 1 日
調査期間	令和 6 年（2024 年）3 月 6 日～26 日
回収率	有効回答数 1,421 件 回収率 28.4%
内容	① 住みよさ調査 ② 地域幸福度調査 ③ 政策評価

今回の調査は、社会の成熟化や人々の価値観の多様化が進む中で、物質的・経済的な豊かさだけでなく、身体的・精神的・社会的に良い状態である「ウェルビーイング (well-being)」や「幸福実感度」を重視する考えが注目されており、自治体や地域においても、これらの考え方を取り入れたまちづくりが進められている現状を踏まえ、これまでの市民満足度調査で調査していた「住みよさ」「政策評価」に加え、新たに地域幸福度調査を実施しました。



写真 第7期坂井市まちづくりカレッジで幸せを実感できるまちづくりについて発表する様子

4-2 住みよさ調査

(1) 主な結果のまとめ

①住みよさについて

本市の住みよさについては、「まあ住みよい」との回答が 55.2%と最も高くなっています。また、「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせた“住みよい”は 79.5%、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせた“住みにくい”は 7.2%となっており、約 8 割の回答者は“住みよい”と回答しています。

前回（平成 30 年（2018 年））調査では、“住みよい”が 77.2%、“住みにくい”が 10.9%となっており、“住みよい”と実感している回答者の割合が 2.3 ポイント増加しています。

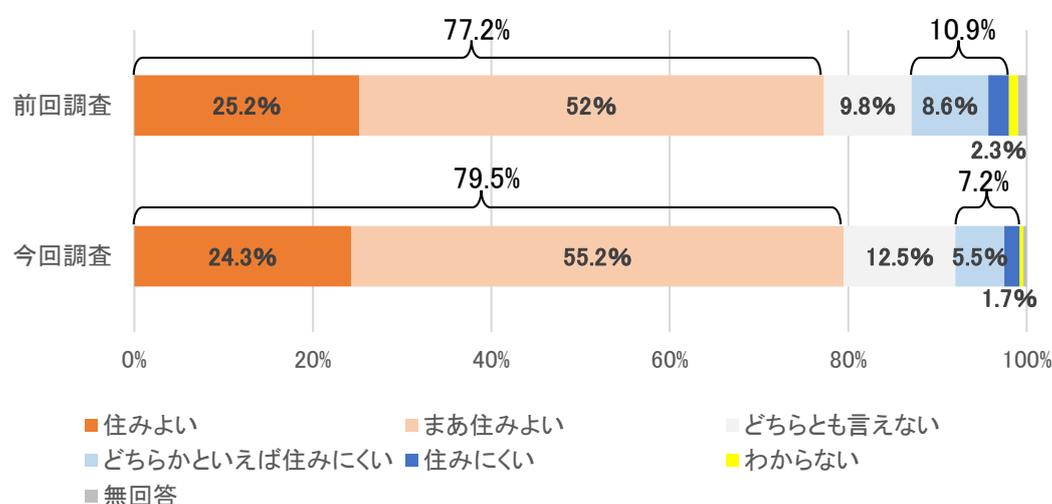


図 住みよさについて 前回調査との比較

②本市が住みよい理由について

「住みよい」と「まあ住みよい」と回答した人に住みよい理由を尋ねたところ（3つまで選択）、「安全・安心なまちだから」が 57.7%を占め最も高く、次いで「買い物 convenient だから」が 52.3%となっており、この両回答が特に高い割合を示しています。

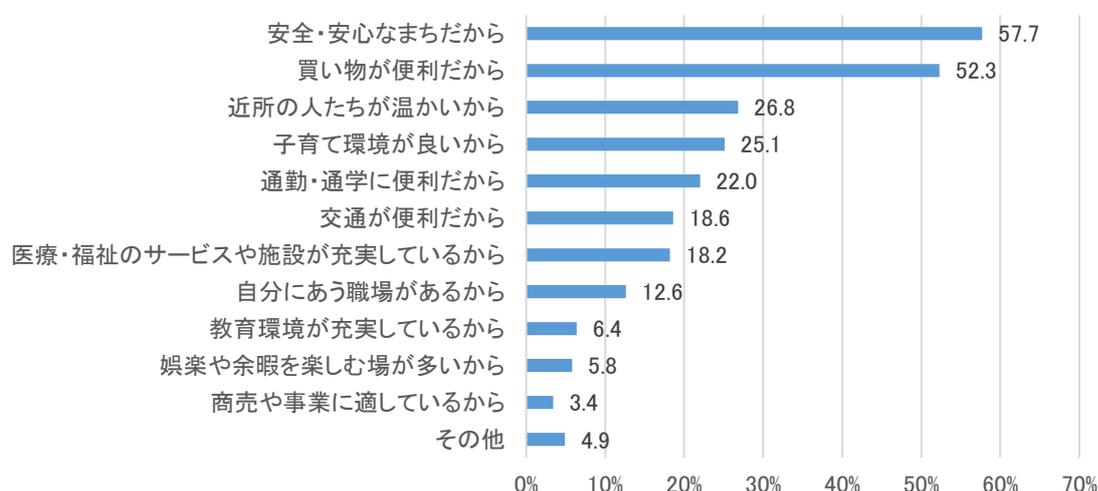


図 住みよい理由について 今回調査

③本市が住みにくい理由について

「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」と回答した人に住みにくい理由を尋ねたところ（3つまで選択）、「交通が不便だから」が79.4%を占め最も高く、次いで「娯楽や余暇を楽しむ場が少ないから」が42.2%、「買い物が不便だから」が41.2%と続いています。

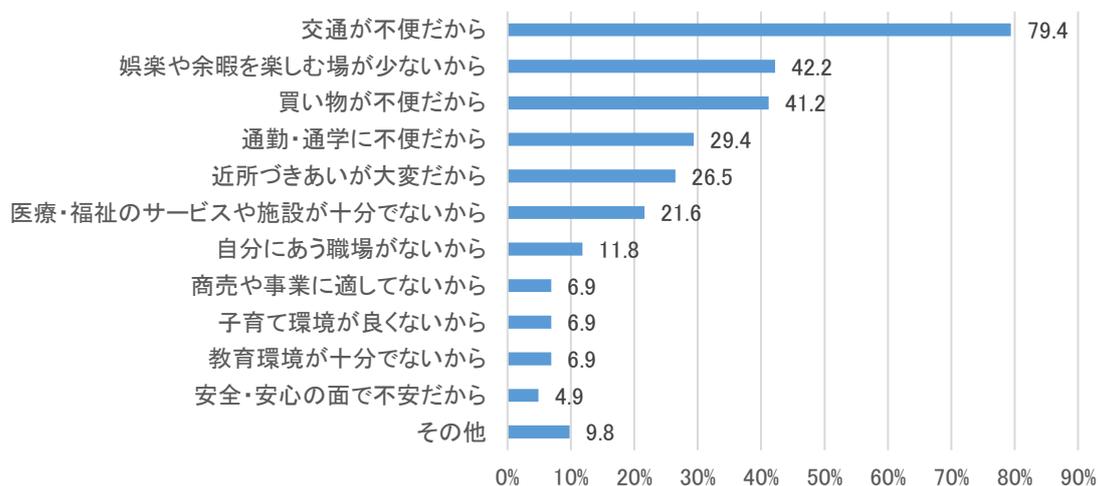


図 住みにくい理由について 今回調査

④本市をどのようなまちにしたいか

本市をどのようなまちにしたいかを尋ねたところ（3つまで選択）、「道路や公共交通が快適で便利なまち」が49.8%を占め最も高く、次いで「犯罪や事故のない安全で安心なまち」が39.3%、「災害に強いまち」が32.1%と続いています。

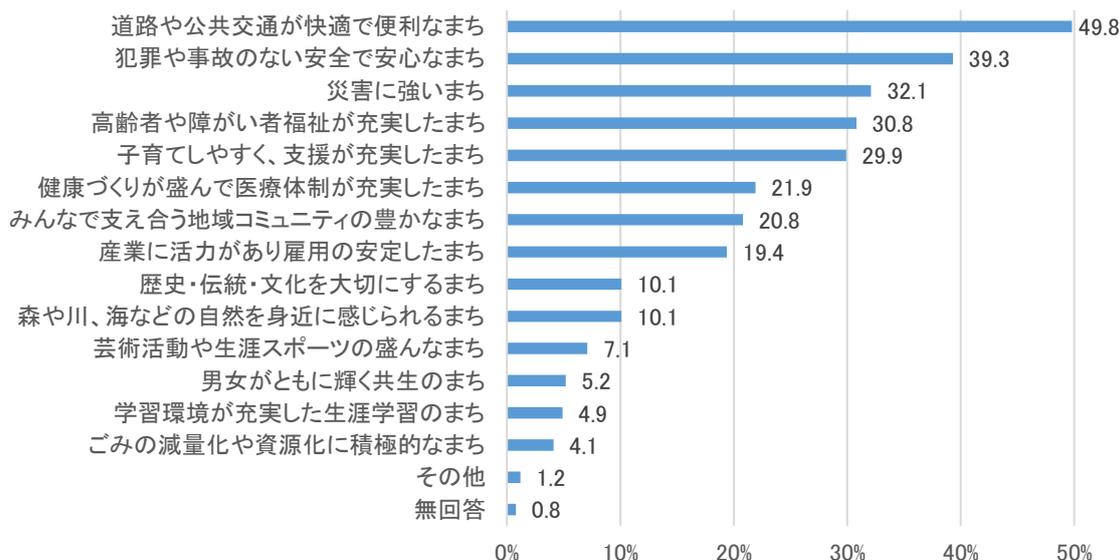


図 坂井市をどのようなまちにしたいか 今回調査

4-3 地域幸福度調査

12の分析項目に対して、充足度（24問）・重要度（8問）・自由記述（1問）に関するアンケートを実施しました。

地域幸福度の設問に関しては、前述の第7期坂井市まちづくりカレッジで考案された「課題解決型地域づくりのための本市独自のウェルビーイング8指標」を参考に作成しました。

第7期坂井市まちづくりカレッジで考案された課題解決型地域づくりのための本市独自のウェルビーイング8指標（以下「まちカレ独自のウェルビーイング指標」）

1	自己実現できる	自分の能力や個性を生かして、自分らしく力を発揮できるまち
2	誇らしく思える	自信や愛着を持って心から素晴らしいと思えるまち
3	自分らしくいられる	自分の考えや意志を持って、自分の意見を言えるまち
4	安全で安心できる	防災や防犯、交通安全等に努力して、安心して暮らせるまち
5	楽しくわくわくできる	喜びや情熱がわくこと、生きがいや楽しみを持って暮らせるまち
6	希望を持って暮らせる	ビジョンに向かって力を出し合い、乗り越えられる持続可能なまち
7	助け合える	互いに思いやり、愛情や優しさを持って協力し合えるまち
8	互いを尊重できる	一人一人の個性や人権を尊重し、違いを理解し、認め合えるまち

表 調査分析項目（1/2）

分析項目		質問（1/2）
充足度調査	理念・方針	1.坂井市が掲げる将来ビジョン「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち」は、理解・共感できると感じる 2.坂井市は、希望の持てるまちづくりのために効果的な政策を打ち出していると感じる 3.「広報さかい」は読みやすく、市政の現状や方向性が身近に伝わってくると感じる
		4.坂井市は、社会情勢の変化を的確に捉え、持続的で希望が持てる健全な行政運営を行っていると感じる 5.坂井市は、外部環境の変化に対応し、今後も発展・成長していくと感じる 6.坂井市では、市民が積極的に意見を出し、市政に参画していると感じる
	市民・風土	7.住んでいる地域では、お互いの信頼関係が築かれており、規範やルール・マナーが浸透していると感じる 8.住んでいる地域では、防災や防犯、福祉などの面で助け合える風土や仕組みが構築されていると感じる 9.住んでいる地域では、様々な市民がボランティアなどの地域活動に参加できていると感じる
		10.住んでいる地域では、普段から挨拶や交流が盛んであり、友好的な人間関係があると感じる 11.住んでいる地域では、互いの人権が尊重され、多様性やジェンダー平等のなかで一人一人が大切にされていると感じる 12.住んでいる地域では、近隣同士の過干渉やトラブルがなく、人間関係の不安や不信感、きゆうくつきはない
	環境・処遇	13.住んでいる地域では、利便的な生活（買い物、医療、娯楽や飲食、公共施設等の利用）を送るためのアクセスは快適であると感じる 14.住んでいる地域では、自然環境や良好な景観があり、心地よさが感じられる 15.坂井市では、ごみ問題などの環境対策と生活の利便性が両立できていると感じる
		16.自分は、身体的、精神的に健康であり、日常生活を送るうえでストレスや不安はない 17.住んでいる地域には、予防の観点から身の健康を維持・改善できる環境が整備されている 18.自分は、仕事、学業、家事育児と余暇活動の間で、良いバランスを保っている
	活動・成長	19.住んでいる地域では、「楽しい」「嬉しい」「わくわくする」といった前向きな感情を持つことができる 20.自分は、その地域の一員として受け入れられている実感があり、地域の中で自分の居場所があると感じる 21.自分は、自身の能力や資質などの個性を伸ばしながら、自分らしく地域に貢献できていると感じる
		22.住んでいる地域には、愛着や誇りがあり、これからも住み続けたいと考えている 23.住んでいる地域では、自分が思い描く理想や目標を実現していくことができると感じる 24.住んでいる地域では、子どもから高齢者まで世代を超えて協力し合い、地域の未来を築いていけると感じる

表 調査分析項目 (2/2)

	分析項目	質問 (2/2)
重要度調査	市政への理解・参画	25.市政の現状や方向性を理解し積極的に市政に参画すること
	行財政への共感・まち (行政+市民) のダイナミズム	26.行政と市民がまちづくりを通して活気ある坂井市をつくること
	地域組織の効果性	27.地域住民の間で信頼関係があり、地域が果たすべき機能が効果的に発揮されていること
	人間関係	28.地域住民がふだんから良好な関係性を築き、お互いを尊重しながら思いやりをもつこと
	居住環境や生活の利便性	29.必要な都市機能や快適性・利便性が備わっており安心して暮らせること
	健康とワークライフバランス	30.身体的・精神的な健康を維持し、自分を大切にしながら過ごすことができること
	承認欲求・ポジティブ感情	31.地域に対して貢献ができ、自分らしく成長していけること
	自己実現・多世代共創	32.多世代に渡って地域の未来を築いていくこと
	自由記述	33.これまでの設問を踏まえ坂井市の今後のまちづくりについてご意見がございましたらお書きください

表 回答結果の数値化

選択肢	とてもよくあてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらでもない	どちらかといえばあてはまらない	全くあてはまらない	無回答
評点	5点	4点	3点	2点	1点	計算対象外

回答結果を数値 (スコア) 化したところ、全体のスコアの平均値は「3.33」であり、このスコアが、現在の市民の幸福度の基準となります。また、年代別にみると、20 歳代のスコアが最も高く、50 歳代のスコアが最も低い結果となりました。

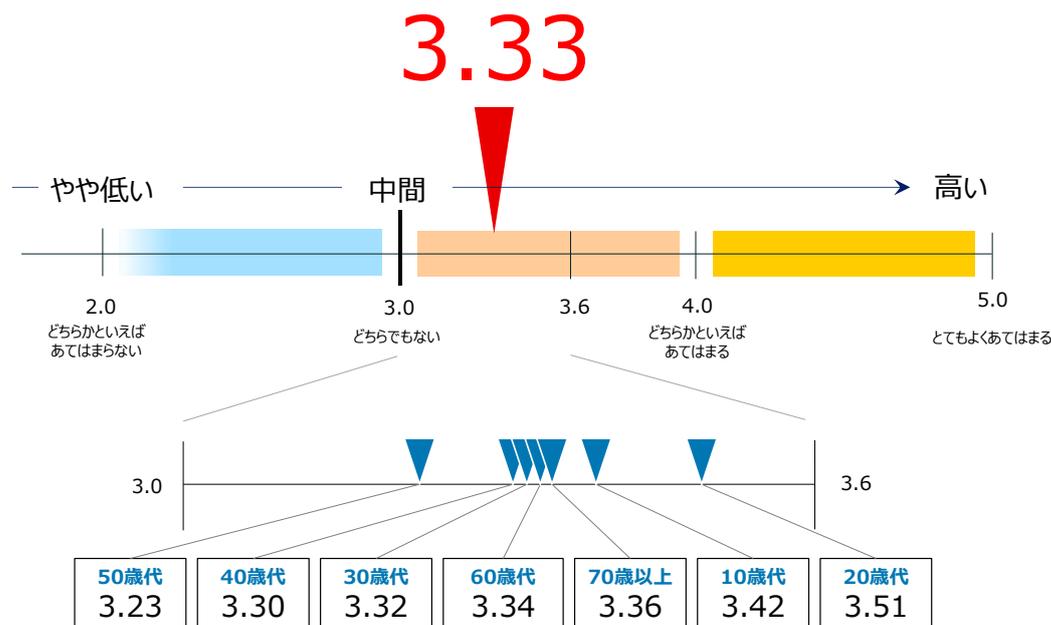


図 全体のスコア (年代別)

年代別の充足度調査のスコアをみると、20歳代の「環境・処遇」のスコアが最も高く、50歳代の「活動・成長」のスコアが最も低い結果となりました。全体では、10歳代および20歳代のスコアが高い傾向がみられました。

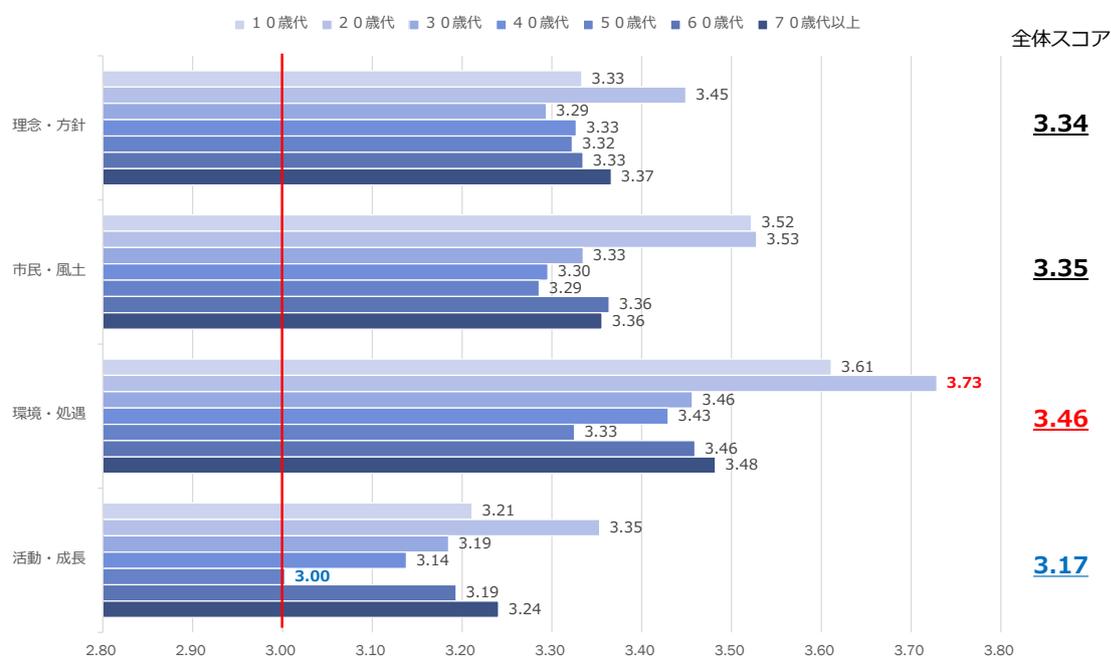
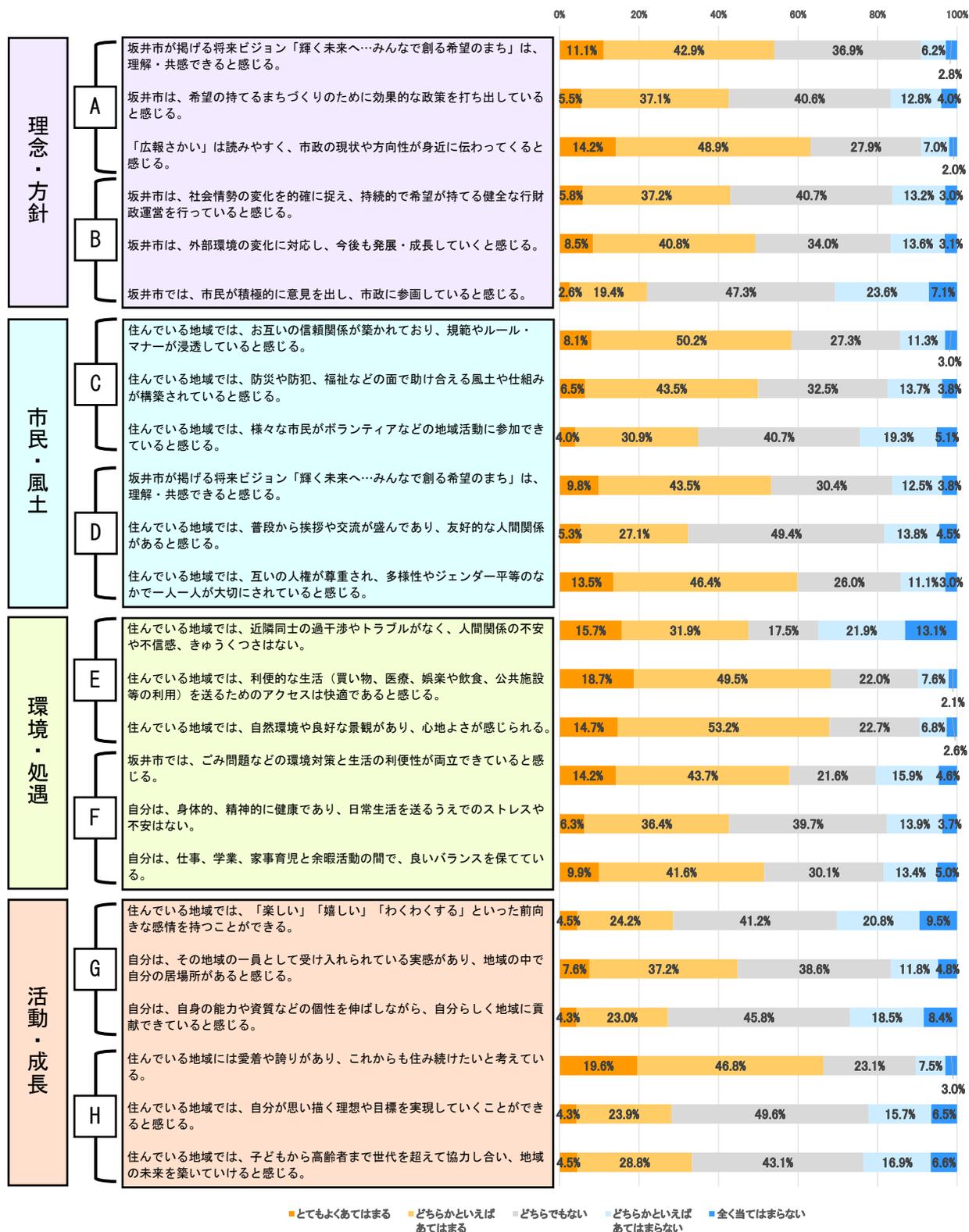


図 充足度調査のスコア（年代別）

また、各設問の回答結果を見ると、充足度調査では、「住んでいる地域では、利便的な生活（買い物、医療、娯楽や飲食、公共施設等の利用）を送るためのアクセスは快適であると感じる。」「住んでいる地域では、自然環境や良好な景観があり、心地よさを感じられる。」といった設問で「とてもよくあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」という回答が高くなっています。一方、「住んでいる地域では、近隣同士の過干渉やトラブルがなく、人間関係の不安や不信感、きゅうくつさはない。」「坂井市では、市民が積極的に意見を出し、市政に参画していると感じる。」といった設問では「どちらかといえばあてはまらない」「全くあてはまらない」といった回答が高くなっています。

また、重要度調査では、「身体的・精神的な健康を維持し、自分を大切にしながら過ごすことができること。」「必要な都市機能や快適性・利便性が備わっており安心して暮らせること。」といった設問で「とても重要である」「やや重要である」という回答が高くなっています。一方、「市政の現状や方向性を理解し積極的に市政に参画すること。」「地域に対して貢献ができ、自分らしく成長していけること。」といった設問では「あまり重要でない」「全く重要でない」といった回答が高くなっています。



A	市政への理解・参画	E	居住環境や生活の利便性
B	行財政への共感・まち（行政＋市民）のダイナミズム	F	健康とワークライフバランス
C	地域組織の効果性	G	承認欲求・ポジティブ感情
D	人間関係	H	自己実現・多世代共創

図 市民満足度調査結果 充足度

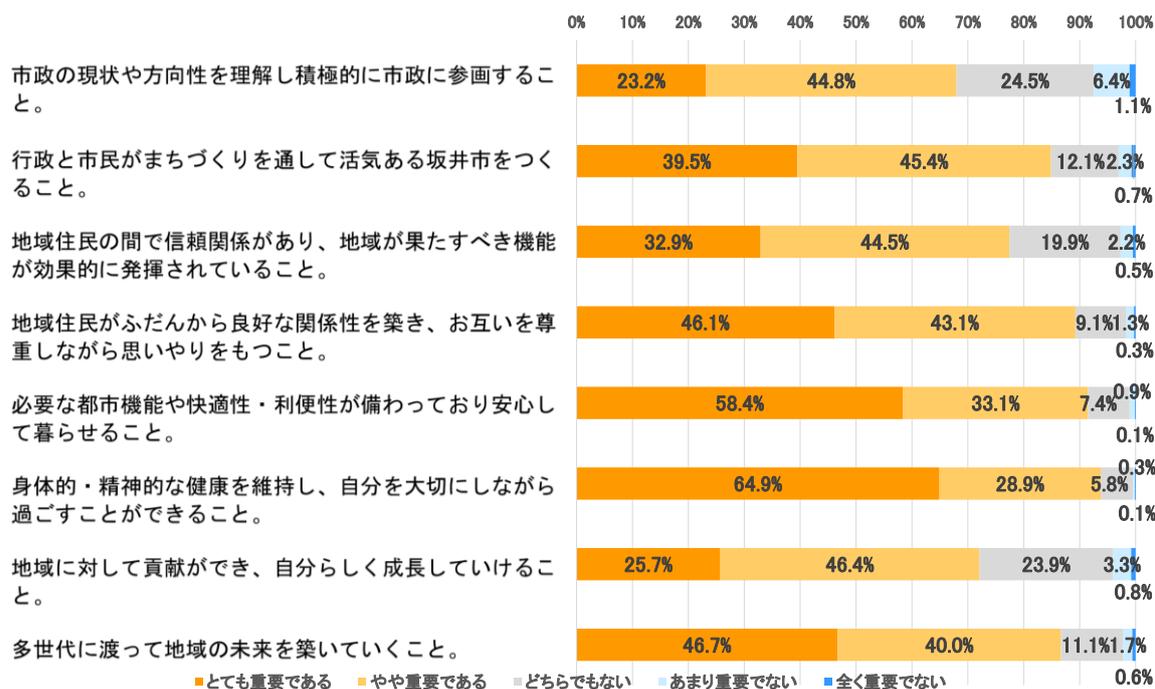


図 市民満足度調査結果 重要度

4-4 幸福実感 まち未来トーク

(1) 目的

市民が市政への参画の充足度や重要度、地域への貢献の重要度が比較的低いという地域幸福度調査の結果を受けて、実際に市民は地域の中で、地域とどう関わって暮らしていくことが幸せなのかを、本市独自のウェルビーイング指標に照らし合わせながら参加者同士で考えてもらうことを主な目的にこのワークショップを実施しました。

(2) 実施方法

令和6年(2024年)6月から、市内コミュニティセンター単位で参加者を募集して、各コミュニティセンターで開催しました。

(3) ワークショップの内容

① 概要説明

② グループワーク1 「地域の中で感じるポジティブな感情、ネガティブな感情」

参加者が1グループ5～6名に分かれて、グループ内で自らの地域の中で感じる「ポジティブな感情(=強み)」と「ネガティブな感情(=弱み)」について話し合う。

③ グループワーク2 「5年後・10年後の地域を考える」

グループワーク1で出てきた地域の強み弱みを踏まえ、市民満足度調査結果と「まちカレ独自のウェルビーイング指標」を用いた表を活用しながら、5年度・10年後にどんな地域社会を実現していきたいかについて話し合う。

④ 全体共有・ふりかえり



写真 ワークショップの様子

(4) ワークショップのふりかえり

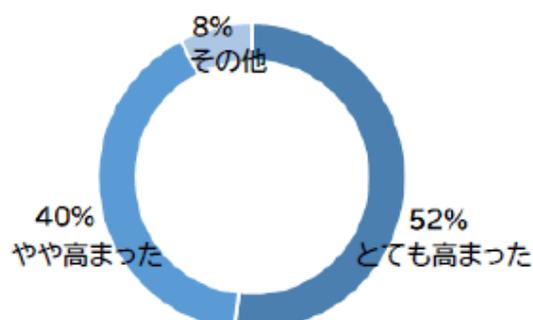
① まち未来トーク参加者の属性

年代等	参加者数(人)
小中学生	131
高校生・大学生	12
20～30 歳代	50
40～50 歳代	125
60 歳以上	132

男性	女性
257	197

② 地域づくりへの参加意欲（まち未来トーク参加後）

Q. トーク参加前と比べて、地域づくりに参加したいと思う気持ちは高まりましたか。



③ まとめ

- ・ワークショップに参加し、全ての年代で自分たちが暮らす近未来の地域を考えることで地域住民としての自覚が生まれている
- ・地域においても、住民同士、性別や世代等を問わず自由に発言し、認め合う雰囲気の中で、対話することが重要である
- ・地域や地域の活動に参加したいと思っている人が多くいる
- ・地域は地域住民が自己実現・地域貢献できる場となる可能性がある
- ・「まちカレ独自のウェルビーイング指標」の「地域」における市民の幸せをはかる指標としての重要性

(5) 本市が目指すべき将来像の実現に向けて

地域のこと（将来・課題）を、地域の中で対話して考えていくことで、地域づくりに参加したい人が増えて、地域住民の幸福度が向上していく可能性があることが、このワークショップを通してわかりました。本市は、そういった地域の対話の場所に参加し、共に地域の将来を考えていくことで、地域住民、ひいては市民の幸福度を向上していく必要があります。

※ワークショップの内容の詳細については、巻末の資料編に記載しています。

4-5 坂井市総合計画に必要な視点

本市が目指すべき将来像やその達成のために必要な基本的施策の方向性を検討し、施策の指針を定めるにあたり、全てにわたって共通して大切にすべき事柄を、4つの視点として整理します。

(1) 坂井市を担う「ひと」を育てる視点

「まちづくりは、ひとづくり」と言われるように、まちの魅力を磨くのも、利便性を高めるのも、互いに助け合って暮らすことも、その主役は「ひと」です。

市民一人ひとりが、地域に対する理解を深め、相互に協力することで、協働のまちづくりをさらに一歩前へ推進することが重要です。

そのためには、本市の未来を担う次世代が健やかに育つ環境を地域ぐるみで整え、コミュニティとの関わりを通じて本市に誇りや愛着をもった担い手を育てる視点が必要です。

(2) 坂井市の「住みよさ」をさらに高める視点

本市は、内外から「住みよさ」に定評を得ています。

今後も、人口減少や少子高齢化が進展する中で、デジタルの活用、地域コミュニティの充実、地域防災力の向上、都市基盤の整備等により、誰もが「住みよさ」を実感しながら、安全・安心・快適に暮らし続けることができるよう、住環境の更なる向上を図ることが重要です。

また、市外の人にも魅力を感じてもらい、「住みたい」と思えるまちを目指すとともに、将来にわたって豊かな自然環境や心安らぐ風景を引き継ぐことが重要です。そのためには、人口規模に合わせた持続可能なまちづくりに向けて、本市全体の最適化を図る視点が必要です。

(3) 坂井市の「多様性」を生かして発展していく視点

本市は、それぞれ固有の歴史と文化を背景に、多様で個性豊かな地域から成り立っています。各地域のまちづくり協議会では、多様なまちの特性を活かした取り組みを展開していくことが重要です。そして、未来への活力を創造していくためにも、地域間や世代間、コミュニティ間をはじめ、分野を超えた交流・連携を促し、まちづくりの知恵や手法を共有することで、相乗効果によって発展していく視点が必要です。

また、グローバル化や個人の価値観が尊重される社会が進展する中、性別や年齢、国籍等に関係なく、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、個性と能力を発揮できる共生社会を実現することが重要です。

(4) 幸せを実感できるまちづくりの視点

人口減少・高齢化社会の進展が予測される中で、本市が持続的に発展を遂げるためには、住みよさを高めるだけでなく、市民が幸福を実感でき、住み続けたくなるまちづくりを進めていくことも重要です。

そのためには、ウェルビーイングの考え方を取り入れ、市民との対話を通して施策の立案や検証を行い、共に坂井市民の幸せや本市の将来を考えていくことで、本市に暮らす全ての人の幸福感の向上を実現するという視点が必要です。

第7期坂井市まちづくりカレッジで考案された 課題解決型地域づくりのための本市独自のウェルビーイング8指標

課題解決型地域づくりのために…

第7期で考えた 坂井市独自の well-being 8指標

1. 自己実現できる

自分の能力や個性を生かして、
自分らしく力を発揮できるまち
生きがい、活躍、自分の能力、役割意識、創造性、有能感

2. 誇らしく思える

自信や愛着を持って心から
素晴らしいと思えるまち
アイデンティティ、プライド、愛着、自信、信頼性

3. 自分らしくいられる

自分の考えや意志を持って、
自分の意見を言えるまち
自分の意見、自己主張、自己表現、意志、決意、正直、勇気

4. 安全で安心できる

防災や防犯、交通安全などに
努力して、安心して暮らせるまち
防犯、防災、交通安全、備え、リスクマネジメント、責任

5. 楽しくわくわくできる

喜びや情熱がわくこと、生きがい
や楽しみを持って暮らせるまち
喜び、うれしさ、エネルギー、好奇心、能動性、情熱、真摯

6. 希望を持って暮らせる

ビジョンに向かって力を出し合い、
乗り越えられる持続可能なまち
持続可能、誰一人取り残されない、レジリエンス(耐久力、回復力)、
自立、目標、ビジョン、理想主義、辛抱強さ、忍耐、コミットメント

7. 助け合える

互いに思いやり、愛情や優しさを
持って協力し合えるまち
協力、思いやり、いたわり、親切、愛、やさしさ、寛大、
和、ゆるし、奉仕、気遣、手伝い

8. 互いを尊重できる

一人一人の個性や人権を尊重し、
違いを理解し、認め合えるまち
理解、寛容、多様性、人権、ジェンダー、
インクルーシブ(すべてを包み込む)、謙虚、
感謝、尊敬、共感、信頼、礼儀、友好

